

○総務省令第三十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百九条の四第五項、第百九条の七第四項（同令第百九条の八において準用する場合を含む。）、第百十条の二第四項（同令第百十条の三及び第百二十五条の三において準用する場合を含む。）及び第百十条の四第四項の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月六日

総務大臣 金子 恭之

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう

改正後

改正前

別記

別記

第十三号様式の九（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式）  
（第十条の七関係）  
その一

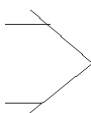
第十三号様式の九（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式）  
（第十条の七関係）  
その一

【投票記載部分】 【略】

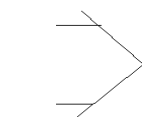
【投票記載部分】 【同左】

（切り取り線）

（切り取り線）



フアケジミリ送信時の  
用紙の向き  
※送信する際には、用紙の向き及  
び表裏に注意してください。



フアケジミリ送信時の  
用紙の向き  
※送信する際には、用紙の向き及  
び表裏に注意してください。

【必要事項記載部分】 【略】

【必要事項記載部分】 【同左】

【注意事項記載欄】  
【1・2 略】

【注意事項記載欄】  
【1・2 同左】

3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続  
船長は、船員から令第59条の6第8項の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が法第49条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。  
交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。  
その後は、上記1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。  
なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。

3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続  
船長は、船員から令第59条の6第8項の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が第49条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。  
交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。  
その後は、上記1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。  
なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。

市（区）（町）（村）選挙管理委員会 印

市（区）（町）（村）選挙管理委員会 印

NS11

NS11

【必要事項記載部分】 [略]

【投票記載部分】 [略]

(切り取り線)

(切り取り線)

フアクシミリ送信時の

用紙の向き

※送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。

【注意事項記載欄】

[1・2 略]

3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続

船長は、船員から令第59条の6第8項の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が法第49条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。

その後は、上記1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。

なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。

市(区) (町) (村) 選挙管理委員会 印

㏽㏽㏽

【必要事項記載部分】 [略]

【投票記載部分】 [略]

(切り取り線)

【必要事項記載部分】 [同左]

【投票記載部分】 [同左]

(切り取り線)

(切り取り線)

フアクシミリ送信時の

用紙の向き

※送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。

【注意事項記載欄】

[1・2 同左]

3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続

船長は、船員から令第59条の6第8項の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が第49条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。

その後は、上記1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。

なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。

市(区) (町) (村) 選挙管理委員会 印

㏽㏽㏽

【必要事項記載部分】 [同左]

【投票記載部分】 [同左]

(切り取り線)

(切り取り線)

フアグシミニ送信時の

用紙の向き

※送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。

【注意事項記載欄】

[1・2 略]

3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続

船長は、船員から令第59条の6第8項の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が法第49条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。その後は、上記1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。

なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。

市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印

備考

[1~6 略]

七 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十九条の六に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の必要事項記載部分の「1. 指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄に、令第五十九条の六の三に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の「1. 指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄及び「2. 不在者投票管理者等の記載事項」欄中「②指定船舶等の名称」欄に必要事項を記入して交付しなければならぬ。

[八 略]

第二十五号様式(不在者投票に関する調書の様式)(第十四条関係)

[様式 略]

備考

[1 略]

2 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、第24号様式その一の備考13に準ずる。

第二十八号様式の六(選挙運動用自動車使用証明書の様式)(第十七条の七関係)

その一

選挙運動用自動車使用証明書

(切り取り線)

フアグシミニ送信時の

用紙の向き

※送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。

【注意事項記載欄】

[1・2 同左]

3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続

船長は、船員から令第59条の6第8項の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が第49条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。その後は、上記1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。

なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。

市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印

備考

[1~6 同左]

七 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十九条の六に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の必要事項記載部分の「1. 指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄に、令第五十九条の六の三に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の「1. 指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄及び「2. 不在者投票管理者等の記載事項」欄中「②指定船舶等の名称」欄に必要事項を記入して交付しなければならぬ。

[八 同左]

第二十五号様式(不在者投票に関する調書の様式)(第十四条関係)

[様式 同左]

備考

[1 同左]

2 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、第24号様式その一の備考11に準ずる。

第二十八号様式の六(選挙運動用自動車使用証明書の様式)(第十七条の七関係)

その一

選挙運動用自動車使用証明書

(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙 (何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

記

[略]

備考

[1～3 略]

4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

[1] 略]

(2) (1)以外の場合

[5～7 略]

16,100円

【その二・その三 略】

第二十八号様式の七 (通常葉書作成証明書の様式) (第十七条の七関係)

通常葉書作成証明書

次のとおり通常葉書を作成したことを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙 (何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

記

[略]

備考

[1～3 略]

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

[1] 略]

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が35,000枚以下の場合 7円95銭 (単冊) ×当該作成枚数  
＝限度額

(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したことを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙 (何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

記

[同左]

備考

[1～3 同左]

4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

[1] 同左]

(2) (1)以外の場合

[5～7 同左]

15,800円

【その二・その三 同左】

第二十八号様式の七 (通常葉書作成証明書の様式) (第十七条の七関係)

通常葉書作成証明書

次のとおり通常葉書を作成したことを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙 (何選挙区)

候補者 氏 名

(参議院名簿届出政党等の名称)

記

[同左]

備考

[1～3 同左]

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

[1] 同左]

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が35,000枚以下の場合 7円71銭 (単冊) ×当該作成枚数  
＝限度額

ロ 確認された作成枚数が35,000枚を超える場合  
 $278,250円 + 6円88銭 \times (\text{当該作成枚数} - 35,000)$   
 当該作成枚数  
 切上げ  
 単価  $\times$  当該作成枚数 = 限度額

第二十八号様式の八（ビラ作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

ビラ作成証明書  
 次のとおりビラを作成したことを証明します。  
 何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）  
 候補者氏名  
 （参議院名簿届出政党等の名称）  
 記

【略】

備考

【1～3 略】

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

【(1) 略】

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合  $\frac{7円73銭}{\text{数}} \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}$

ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合  
 $386,500円 + 5円18銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)$   
 当該作成枚数  
 切上げ  
 単価  $\times$  当該作成枚数 = 限度額

第二十八号様式の九（立札・看板作成証明書の様式）（第十七条の七関係）  
 その一

選挙事務所用立札・看板作成証明書

次のとおり選挙事務所用立札・看板を作成したことを証明します。

何年何月何日

ロ 確認された作成枚数が35,000枚を超える場合  
 $269,850円 + 6円66銭 \times (\text{当該作成枚数} - 35,000)$   
 当該作成枚数  
 切上げ  
 単価  $\times$  当該作成枚数 = 限度額

第二十八号様式の八（ビラ作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

ビラ作成証明書  
 次のとおりビラを作成したことを証明します。  
 何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）  
 候補者氏名  
 （参議院名簿届出政党等の名称）  
 記

【同左】

備考

【1～3 同左】

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

【(1) 同左】

(2) 限度額

イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合  $\frac{7円51銭}{\text{数}} \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}$

ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合  
 $375,500円 + 5円02銭 \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)$   
 当該作成枚数  
 切上げ  
 単価  $\times$  当該作成枚数 = 限度額

第二十八号様式の九（立札・看板作成証明書の様式）（第十七条の七関係）  
 その一

選挙事務所用立札・看板作成証明書

次のとおり選挙事務所用立札・看板を作成したことを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙 (何選挙区)  
候補者 氏 名  
(参議院名簿届出政党等の名称)  
記

[略]

備考

[1～3 略]

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

[1] 略]

(2) 限度額

56,613円×確認された作成数

その二

自動車等取付用立札・看板作成証明書  
次のとおり自動車等取付用立札・看板を作成したものを証明します。  
何年何月何日  
何年何月何日執行何選挙 (何選挙区)  
候補者 氏 名  
(参議院名簿届出政党等の名称)  
記

[略]

備考

[1～3 略]

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

[1] 略]

(2) 限度額

53,601円×確認された作成数

その三

個人演説会場用立札・看板作成証明書

何年何月何日執行何選挙 (何選挙区)  
候補者 氏 名  
(参議院名簿届出政党等の名称)  
記

[同左]

備考

[1～3 同左]

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

[1] 同左]

(2) 限度額

54,914円×確認された作成数

その二

自動車等取付用立札・看板作成証明書  
次のとおり自動車等取付用立札・看板を作成したものを証明します。  
何年何月何日  
何年何月何日執行何選挙 (何選挙区)  
候補者 氏 名  
(参議院名簿届出政党等の名称)  
記

[同左]

備考

[1～3 同左]

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

[1] 同左]

(2) 限度額

51,992円×確認された作成数

その三

個人演説会場用立札・看板作成証明書

次のとおり個人演説会場用立札・看板を作成したものを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名

記

【略】

備考

【1～3 略】

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

【1】 略】

【2】 限度額

40,954円×確認された作成数

第二十八号様式の十（ポスター作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

ポ ス タ ー 作 成 証 明 書

次のとおりポスターを作成したものを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

【略】

備考

【1～3 略】

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

【1】 略】

【2】 限度額

イ 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

（イ）当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

316,250円+541円31銭×ポスター掲示場数

=単価……1円未満の端数は切  
ポスター掲示場数

次のとおり個人演説会場用立札・看板を作成したものを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名

記

【同左】

備考

【1～3 同左】

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

【1】 同左】

【2】 限度額

39,725円×確認された作成数

第二十八号様式の十（ポスター作成証明書の様式）（第十七条の七関係）

ポ ス タ ー 作 成 証 明 書

次のとおりポスターを作成したものを証明します。

何年何月何日

何年何月何日執行何選挙（何選挙区）

候補者 氏 名

（参議院名簿届出政党等の名称）

記

【同左】

備考

【1～3 同左】

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

【1】 同左】

【2】 限度額

イ 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

（イ）当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

310,500円+525円06銭×ポスター掲示場数

=単価……1円未満の端数は切  
ポスター掲示場数



上げ		単価×確認された作成枚数＝限度額	
(ロ) 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合		＝単価	
316,250円+270,655円+28円35銭×(ポスター掲示場数-500)		ポスター掲示場数	
……1円未満の端数は切上げ		……1円未満の端数は切上げ	
単価×確認された作成枚数＝限度額		単価×確認された作成枚数＝限度額	
ロ 参議院比例代表選出議員の選挙		37円(単価)×確認された作成枚数＝限度額	
[5 略]			

第二十八号様式の十二(請求書の様式)(第十七条の八関係)

その一  
 [様式 略]  
 [備考 略]  
 (別紙) [その1 略]  
 その2

(一) 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約  
 請求内訳書  
 により自動車を使用した場合

(1) 自動車の借入れ

[略]	[略]	基準限度額(ロ)		[略]	[略]
		円	台		
		16,100×( )=			
[略]	[略]	円		[略]	[略]
		円	台		
		16,100×( )=			

[備考 略]  
 [(2)・(3) 略]  
 その二  
 [様式 略]

上げ		単価×確認された作成枚数＝限度額	
(ロ) 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合		＝単価	
310,500円+282,530円+27円50銭×(ポスター掲示場数-500)		ポスター掲示場数	
……1円未満の端数は切上げ		……1円未満の端数は切上げ	
単価×確認された作成枚数＝限度額		単価×確認された作成枚数＝限度額	
ロ 参議院比例代表選出議員の選挙		36円(単価)×確認された作成枚数＝限度額	
[5 同左]			

第二十八号様式の十二(請求書の様式)(第十七条の八関係)

その一  
 [様式 同左]  
 [備考 同左]  
 (別紙) [その1 同左]  
 その2

(一) 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約  
 請求内訳書  
 により自動車を使用した場合

(1) 自動車の借入れ

[同左]	[同左]	基準限度額(ロ)		[同左]	[同左]
		円	台		
		15,800×( )=			
[同左]	[同左]	円		[同左]	[同左]
		円	台		
		15,800×( )=			

[備考 同左]  
 [(2)・(3) 同左]  
 その二  
 [様式 同左]

【備考 略】  
（別紙）  
【様式 略】

備考

1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が35,000枚以下の場合 7円95銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が35,000枚を超える場合  
278,250円+6円88銭×（当該作成枚数-35,000）

……1銭未満の端数は切上げ

当該作成枚数

【2～4 略】

その三

【様式 略】

【備考 略】

（別紙）

【様式 略】

備考

1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7円73銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合  
386,500円+5円18銭×（当該作成枚数-50,000）

……1銭未満の端数は切上げ

当該作成枚数

【2～4 略】

その四

【様式 略】

【備考 略】

（別紙）

請求内容訳書

【略】	基準限度額			【略】	【略】
	単価 (D) 円	数 (E)	金 (D)×(E)= (F) 円		
	56,613				

【備考 略】

その五

【様式 略】

【備考 略】

【備考 同左】  
（別紙）  
【様式 同左】

備考

1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が35,000枚以下の場合 7円71銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が35,000枚を超える場合  
269,850円+6円66銭×（当該作成枚数-35,000）

……1銭未満の端数は切上げ

当該作成枚数

【2～4 同左】

その三

【様式 同左】

【備考 同左】

（別紙）

【様式 同左】

備考

1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7円51銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合  
375,500円+5円02銭×（当該作成枚数-50,000）

……1銭未満の端数は切上げ

当該作成枚数

【2～4 同左】

その四

【様式 同左】

【備考 同左】

（別紙）

請求内容訳書

【同左】	基準限度額			【同左】	【同左】
	単価 (D) 円	数 (E)	金 (D)×(E)= (F) 円		
	54,914				

【備考 同左】

その五

【様式 同左】

【備考 同左】

(別紙)

請求内訳書

[略]	基準限度額		[略]	[略]
	単価 (D) 円	数 (E)	金 (D)×(E)= (F) 円	
	53,601			

[備考 略]

その六

[様式 略]

[備考 略]

(別紙)

請求内訳書

[略]	基準限度額		[略]	[略]
	単価 (D) 円	数 (E)	金 (D)×(E)= (F) 円	
	40,954			

[備考 略]

その七

[様式 略]

[備考 略]

(別紙)

[様式 略]

備考

[1 略]

2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

316,250円+541円31銭×ポスター掲示場数……………1円未満の端数は切上げ

ポスター掲示場数

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

316,250円+270,655円+28円35銭×(ポスター掲示場数-500)

ポスター掲示場数……………1円未満の端数は

(別紙)

請求内訳書

[同左]	基準限度額		[同左]	[同左]
	単価 (D) 円	数 (E)	金 (D)×(E)= (F) 円	
	51,992			

[備考 同左]

その六

[様式 同左]

[備考 同左]

(別紙)

請求内訳書

[同左]	基準限度額		[同左]	[同左]
	単価 (D) 円	数 (E)	金 (D)×(E)= (F) 円	
	39,725			

[備考 同左]

その七

[様式 同左]

[備考 同左]

(別紙)

[様式 同左]

備考

[1 同左]

2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙

イ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合

310,500円+525円06銭×ポスター掲示場数……………1円未満の端数は切上げ

ポスター掲示場数

ロ 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合

310,500円+262,530円+27円50銭×(ポスター掲示場数-500)

ポスター掲示場数……………1円未満の端数は

<p>切上げ  (2) 参議院比例代表選出議員の選挙 <u>37</u>頁  [3～5 略]  [その八・その九 略]</p>	<p>切上げ  (2) 参議院比例代表選出議員の選挙 <u>36</u>頁  [3～5 同左]  [その八・その九 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。